

議案第五号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「七、九六〇」を「九、一五〇」に、「一二、四〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一六、七〇〇」を「一九、二〇〇」に、「四、五三〇」を「五、二〇〇」に、「七、三三〇」を「八、四二〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一一、五〇〇」に、「六二〇」を「七一〇」

に、

八二	四〇
----	----

を

九四	四六
----	----

に、「六、二九〇」を「七、二三〇」に、

「四、一八〇」を「四、八〇〇」に、「一二、九〇〇」を「一四、八〇〇」に、「四八、二〇〇」を「五五、四〇〇」に、「一一、四〇〇」を「一三、一〇〇」に、「二八〇」を「三二〇」

に、「四〇〇」を「四六〇」に、「八二〇」を「九四〇」に、「一、二六〇」を「一、四四〇」に、「一、六九〇」を「一、九四〇」に、「二、九三〇」を「三、三六〇」に、「八、三八〇」を「九、六三〇」に、「八、七八〇」を「一〇、〇〇〇」に、「二四、一〇〇」を「二七、七〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一六、五〇〇」に、「四一〇」を「四七〇」に、「一〇、四〇〇」を「一一、九〇〇」に、「四八二、六〇〇」を「五五四、九〇〇」に、「二四一、三〇〇」を「二七七、四〇〇」に、「一七、七〇〇」を「二〇、三〇〇」に、「五、三四〇」を「六、一四〇」に、「四一、一〇〇」を「四七、二〇〇」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

道路占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。